

# 近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付要綱

令和6年6月27日

告示第232号

改正 令和7年4月25日告示第148号

改正 令和8年4月1日告示第93号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において完成品を製造する事業を行う企業等を支援するため、当該事業を行うための設備等の導入に係る費用に対し、予算の範囲内において近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者 消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 家屋 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に規定する建物をいう。
- (3) 償却資産 地方税法第341条第4号に規定する資産をいう。
- (4) 法人 次に掲げる者をいう。
  - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
  - イ 常時使用する従業員の数が300人以下の事業者であって次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの

- (ア) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (イ) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
- (ウ) 企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。）又は農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人であって法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等に該当しないものをいう。）

ウ 法人税法第2条第1項第8号に規定する人格のない社団等であって同項第13号に規定する収益事業を営むもの

- (5) 個人事業主 個人事業の開業の届出を行っている者（前号ウに該当しない者に限る。）をいう。
- (6) 企業等 営利の目的をもって事業を営む法人及び個人事業主をいう。
- (7) 完成品 有形の原材料を加工その他の工程を経ることにより相当程度の付加価値を与えた有形の加工品（消費者向けに販売するものに限り、過去に補助金の交付の対象となったものを除く。）をいう。
- (8) 対象工程 完成品を製造するための一連の工程（日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）における製造業に相当するものに限る。）をいう。
- (9) 常用雇用者 雇用期間の定めがない者であって雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出を行い、かつ、同法第9条第1項の確認を受けたものをいう。
- (10) 新規雇用者 企業等が、第6条に規定する補助金の交付の申請をしようとする日（以下「申請日」という。）から第10条に規定する実績報告の提出期日までの間において、対象工程を行うことに関連して、本市内の対象工程を行う事業所等に新たに雇用した常用雇用者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号

のいずれにも該当する企業等とする。

(1) 創業日から申請日までの期間（以下「創業期間」という。）が、3年以上であること。ただし、事業形態を個人事業主から法人又は法人から個人事業主に変更した者にあつてはその事業の連続性が認められる場合に限り、事業の引継ぎを受けた個人事業主、合併等により設立した法人等にあつてはそのことが確認できる場合に限り、創業期間を通算することができる。

(2) 申請日において、近江八幡市税（本市からの課税対象となっていない場合にあつては、法人の主たる事業所の所在地又は個人事業主の住所のある市区町村から課税される税）に未納がないこと。

(3) 申請日以降も次条に規定する補助対象事業その他の事業を継続する意思があること。

(4) 自己若しくは家族及び同居人又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 対象工程の全てを本市内にて行うこと。

(2) 補助金の交付の対象となる設備等（以下「補助対象設備等」という。）のうち償却資産の取得又は賃借（以下「取得等」という。）をし、かつ、当該償却資産の活用により人員削減を行わずに補助対象者の労働生産性等が向上すること。

(3) 補助対象設備等として建築面積が1,000㎡を超える家屋の取得等を行う場合にあっては、雇用を開始した日時時点で本市内に住所を有する新規雇用者を1名以上雇用すること。

（補助対象設備等及び補助金の額）

第5条 補助対象設備等、補助率及び補助金の限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、各補助対象設備等の取得に要した額又は第10条に規定する実績報告書の提出期日までに支払を完了する賃借料（消費税及び地方消費税、補助対象設備等の取得等に要した手数料、報酬金等の費用並びに償却資産の借用期間を超えた家屋の賃借料を除く。以下「取得額等」という。）に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を合計した額とする。

3 次に掲げるものは、補助対象設備等としない。

(1) 家屋にあっては、補助対象事業に係る償却資産の取得等を伴わないもの

(2) 中古（中古品を修理、改造等したものも含む。）の償却資産（補助対象設備等を賃借する場合を除く。）

(3) 現に有する家屋を改修する場合にあっては、当該改修箇所の建築面積が2割以上増加しないもの

(4) 国及び地方公共団体並びにこれに準じる公的団体（以下「国等」という。）の他の制度による補助又は扶助を受けるもの又は受ける予定があるもの

(5) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社又は補助対象者（法人にあっては、その代表者）が代表を務める企業等から取得等を行ったもの

(6) 第8条に規定する補助金の交付の決定をした日（以下「交付決定日」という。）より前に取得等を行ったもの（家屋にあっては、建設工事に着手したものを含む。）

(7) 1補助対象設備等当たりの取得額等が160万円未満のもの

(8) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）及び次に掲げる書類

ア 補助対象設備等（償却資産に限る。以下この号において同じ。）の取得に要する額又は単位期間当たりの賃借料が確認できる3者以上の業者（内1者は近江八幡市の競争参加資格有資格者名簿に登録している業者とする。次号において同じ。）からの見積書等。ただし、市長が性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合を除き、この場合は見積りが行えないことに係る理由書（別記様式第3号。以下この条において「理由書」という。）を提出しなければならない。

イ 補助対象設備等の配置が分かるもの

(2) 家屋取得等計画書（別記様式第4号）及び次に掲げる書類（家屋の取得等を行う場合に限る。）

ア 補助対象設備等（家屋に限る。この号において同じ。）の取得に要する額又は単位期間当たりの賃借料が確認できる3者以上の業者からの見積書等。ただし、市長が性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合を除き、この場合は理由書を提出しなければならない。

イ 補助対象設備等の配置が分かるもの

ウ 工事内容が分かるもの及び工事図面（家屋の工事を行う場合に限る。）

エ 改修前の家屋の改修箇所の写真（現に有する家屋を改修する場合に限る。）

(3) 常用雇用者名簿（別記様式第5号）

(4) 誓約書（別記様式第6号）

(5) 直近1期分の確定申告書及び決算書一式の写し

(6) 定款及び全部事項証明書（法人に限る。）

(7) 創業日が確認できるもの（第3条第1号ただし書の場合にあっては、当該要件

を満たすことが確認できるもの)

(8) 近江八幡市税（本市からの課税対象となっていない場合にあっては、法人の主たる事業所又は個人事業主の住所のある市区町村から課税される税）に未納がないことが分かるもの

(9) その他市長が必要と認めるもの  
(審査会)

第7条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、補助対象事業の選考、補助金の交付額その他市長が必要と認める事項について審査を行うため、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員9人以内をもって組織する。

3 審査会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 市内の地域経済団体

(2) 中小企業等の経営に関する専門的知識を有する者

(3) 産業経済主管部長

(4) 総合政策主管部理事

(5) シティプロモーション主管課長

(6) 農業振興主管課長

(7) その他市長が必要と認める者

4 委員は、その権限を代理する者を審査会に出席させることができる。

5 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、自己の職務又は利害に関わる審査事項については、その会議に出席することができない。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。  
(補助金の交付決定)

第8条 市長は、申請者から交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、

補助金の交付の決定をしたときは、遅滞なく近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要と認める条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第8条の2 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付申請取下書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（変更申請及び承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付の決定の内容に変更が生じた場合は、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金変更承認申請書（別記様式第9号。以下「変更承認申請書」という。）に第6条各号に掲げる書類のうち当該変更に関する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助決定者から変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第10号）により、当該補助決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の変更を承認する場合において、必要と認める条件を付すことができる。

（実績報告）

第10条 補助決定者は、補助対象設備等の取得等及び取得額等の支払が完了したときは、申請日の属する年度の末日までに近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金実績報告書（別記様式第11号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、自然災害等、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 取得等を行った補助対象設備等の取得額等が分かるもの
- (2) 取得した補助対象設備等が償却資産の場合にあっては、当該補助対象設備等が納品されたことが分かるもの
- (3) 取得した補助対象設備等が家屋の場合にあっては、当該補助対象設備等の所有権者が分かるもの及び売買契約書の写し
- (4) 補助対象設備等を賃借した場合にあっては、賃貸借契約書の写し
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により交付された確認済証の写し（家屋の工事を行った場合に限る。）
- (6) 改修後の家屋の改修箇所の写真（現に有する家屋を改修した場合に限る。）
- (7) 常用雇用者名簿及び事業所別被保険者台帳の写し（新規雇用者の氏名が記載されているものに限る。）
- (8) その他市長が必要と認めるもの  
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、補助決定者から実績報告書の提出があった場合は、必要に応じて現地調査等を実施し、並びに補助対象設備等が補助対象事業に係るものであること及び交付の決定に際して付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付確定通知書（別記様式第12号）により当該補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付請求書（別記様式第13号）に補助金の振込先口座が確認できるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（遵守事項）

第13条 補助決定者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 第8条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた日（以下「交付決定日」

という。) から起算して1年以内に補助対象事業を開始すること。

(2) 補助対象事業を開始した日から起算して5年以上、補助対象事業を継続し、かつ、次条第1項第3号に規定する経過報告を5回行うこと。

(3) 補助対象設備等の取得等を行った日から起算して5年間（当該補助対象設備等の耐用年数が5年未満の場合はその耐用年数、当該補助対象設備等が家屋の場合は10年間）は、当該補助対象設備等について、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 善良なる管理者の注意をもって適正に管理すること。

イ 補助対象事業以外又は補助金の交付の目的に反することに使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供さないこと。

(経過報告)

第14条 補助決定者は、補助対象事業の実施状況等について、次の各号に掲げる要件に該当するときは、当該各号に定める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 補助決定者が補助対象設備等の取得等を行った日から起算して、1回目の固定資産税が課税されたとき（補助決定者が固定資産税を負担しない場合を含む。）

当該補助対象設備等の課税評価額が分かるもの

(2) 補助対象事業を開始したとき 次に掲げる書類

ア 近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金事業開始届（別記様式第14号）

イ 常用雇用者名簿

(3) 補助対象事業を開始した日から1年が経過したとき、2年が経過したとき、3年が経過したとき、4年が経過したとき及び5年が経過したとき 次に掲げる書類

ア 近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金経過報告書（別記様式第15号）

イ 常用雇用者名簿

ウ 直近1期分の確定申告書及び決算書一式の写し

(4) 補助対象事業を開始してから5年以内であって補助対象事業を休止又は廃止す

るとき 近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金事業休止・廃止届（別記様式第16号）

(5) 前号の規定による補助対象事業の休止を解除し、再開したとき 近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金事業再開届（別記様式第17号）

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、補助対象事業の実施状況等について報告及び現地調査等を求めることができる。

3 補助対象者は、前項の報告及び現地調査等を求められたときは、これに応じなければならない。

4 市長は、経過報告等の内容を確認し、補助対象者に補助対象事業の実施状況等について改善等を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は第13条に規定する遵守事項に違反したとき。

(2) 前条第1項に規定する経過報告において、補助対象事業の目標値に対する進捗の状況が、事業計画書に記載された目標値から著しく乖離しており、改善に向けた取組を行っていないとき。

(3) 補助対象事業を承諾なく変更又は休止若しくは廃止したとき。

(4) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(5) 補助対象設備等の取得額等が、相場価格、課税評価額等と比較して著しく乖離しているとき。

(6) 近江八幡市税を滞納したとき。

(7) 補助対象事業を開始してから5年以内に補助対象事業を休止し、かつ、休止した日から起算して3年以内に補助対象事業を再開しないとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認める場合。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助決定者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該

補助決定者に補助金が既に交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。この場合において、補助決定者は、直ちにこれに応じなければならない。

(地位の承継)

第17条 この要綱の規定は、補助決定者に合併、譲渡、相続等（以下「合併等」という。）が生じた場合は、当該事業を承継する者（以下「承継者」という。）が補助対象事業を継続する場合かつ市長の承認を受けた場合に限り、当該補助対象者に係る地位を承継することができる。この場合において、地位を承継できる承継者は、第3条に規定する補助対象者の要件を満たさなければならない。

2 前項の市長の承認を受けようとする承継者は、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金地位承継承認申請書（別記様式第18号。以下「承継承認申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 合併等を行ったことが分かるもの
- (2) 誓約書
- (3) 定款及び全部事項証明書（法人に限る。）
- (4) 創業日が確認できるもの（第3条第1号ただし書の場合にあっては、当該要件を満たすことが確認できるもの）
- (5) 近江八幡市税（本市からの課税対象となっていない場合にあっては、法人の主たる事業所又は個人事業主の住所のある市区町村から課税される税）に未納がないことが分かるもの

3 市長は、承継者から承継承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金地位承継承認通知書（別記様式第19号）により、当該承継者に通知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和7年4月25日告示第148号）

付 則（令和8年4月1日告示第93号）

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付要綱の規定に基づきなされた手続、その他行為は、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助対象設備等	補助率	補助金の限度額
償却資産	2分の1以内	2,000万円
家屋	3分の2以内	2,000万円

備考 補助対象設備等は、補助対象事業に要するもの（補助対象設備等を取得する場合は、第10条に規定する実績報告書の提出期日までに支払を完了したもの）であって、1補助対象設備等当たりの取得額等が160万円以上のものとする。